

# 生活衛生関係営業関連の税制 (所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税)

## 生活衛生関係業者等の基盤強化税制

- ◆ 理美容業、クリーニング業、飲食店業者等の取得する機械・装置及び器具・備品について、特別償却(30%)又は税額控除(7%)を講じている措置の延長。(～平成23年3月31日)

➡ 設備投資を積極的に進めることができる。

## 共同利用施設の特別償却

- ◆ 生活衛生同業組合等が策定する振興計画に基づく共同利用施設について、特別償却(8%)を講じている措置の延長。(～平成23年3月31日)

・共同冷凍庫 ・共同保管庫 ・研修施設 等

➡ 事業の共同化、協業化により生産性の向上が図られる。

- 財政基盤の強化・安定
- 営業施設の衛生水準の向上
- 経営の改善、成長力の促進

## その他の生活衛生関係同業組合等への支援

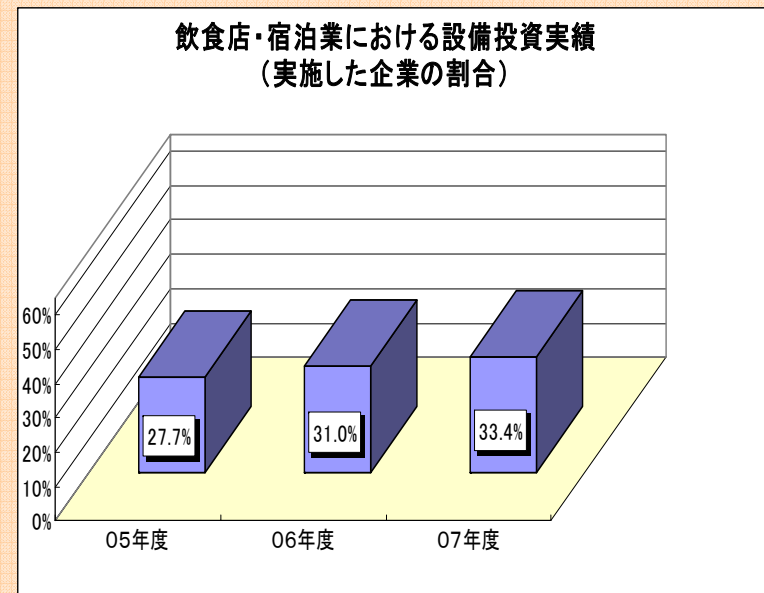
- ◆ 組合等の各事業年度における留保所得について、32%まで損金算入する特例措置の延長(～平成23年3月31日)

➡ 内部留保の充実を通じて、組合事業の健全性が確保される。

- ◆ 組合等の貸倒引当金の繰入限度額を16%割増して損金算入する特例措置の延長(～平成23年3月31日)

➡ 売掛金等の貸倒リスクに対応し、組合の事業活動を推進する。

飲食店等における設備投資実施割合は3割超、上昇傾向がみられる



2007小企業の設備投資動向調査(国民生活金融公庫)

# 海外子会社利益の国内還流のための国際租税改革（法人税等）

## 内容

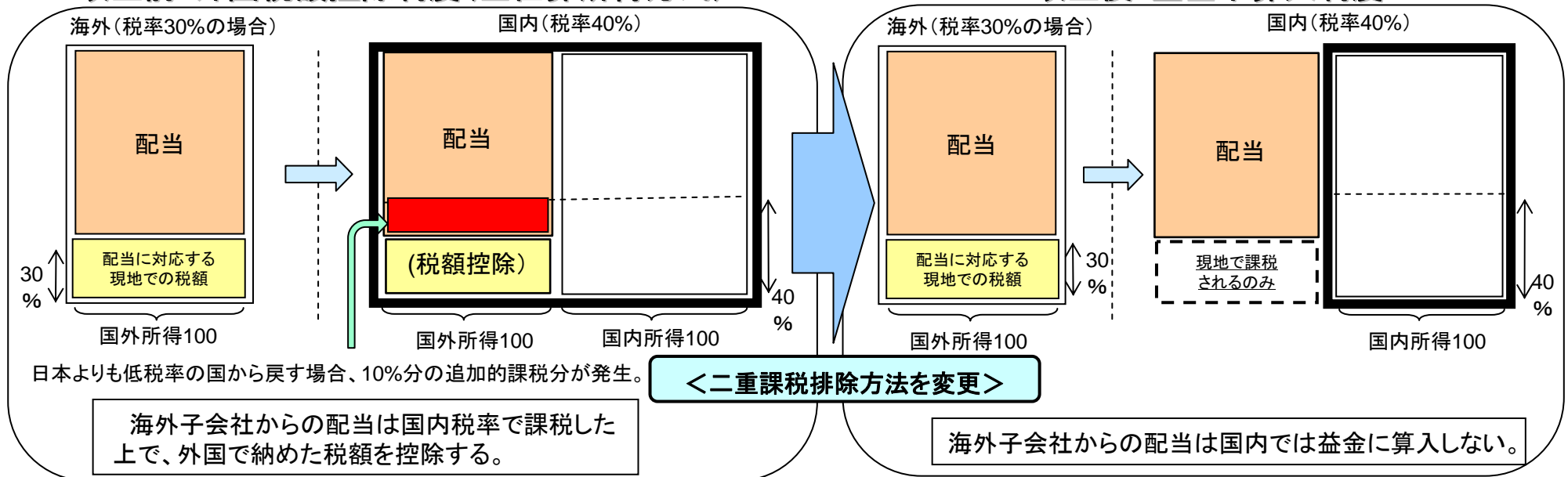
- 国際展開するわが国企業が獲得する海外子会社の利益について、税制に左右されずに、必要な時期に必要な金額を国内へ戻すことが可能となるよう、国際租税制度を整備。  
(国際展開する我が国企業(製薬会社を含む)についても、海外子会社から受け取る配当金について、益金不算入制度を導入。)
- 国内に還流する利益が、設備投資・研究開発・雇用等幅広く多様な分野で用いられ、わが国経済の活力向上につながることを期待される。

## 改正の概要

海外子会社からの配当について、外国税額控除制度に代えて、益金不算入制度を恒久措置として創設する。

### 改正前：外国税額控除制度(全世界所得方式)

### 改正後：益金不算入制度



- 企業の経営戦略・配当政策に関する制度的障害の除去(中立性確保)
- 制度の簡素化・事務負担の大幅軽減